

◎釜石鑛山

工部省沿革報告拔萃 明治二十一年八月 大藏省編

左の一編は田中鑛山株式會社釜石鑛業所附屬病院長工藤大助氏が甲子村字大橋の舊家小笠原源十氏方の保存書類中より發見せるものにして兩氏の許諾を経て茲に掲載す原寫本に誤字脱字少なからず判讀困難なる所あるを以て假に修正を加へたり果して原本と一致するや否や保證し難し讀者幸に之を諒せられんことを望む

香村小錄

釜石鑛山は鐵鑛にして岩手縣下閉伊郡甲子村字大橋山久砂子澤の源流に在る所の鐵鑛山橋野村鐵鑛山佐比内村鎌ヶ峯鐵鑛山及栗林鐵鑛山の總稱にして古來土俗其鑛石を磁石と稱す而して其の鐵鑛たるを發見せるは實に盛岡の藩士大島陶藏(後ち高任と改稱す)にして嘉永年間其の藩主南部氏に稟白するに萌す後ち安政元年盛岡の商小原善五郎陶藏と謀て藩主に請ひ之を試堀して熟鐵數塊を得同三年三月南部氏陶藏を大橋山に遣して探鑛の業を監督せしむ後ち善五郎資金渴盡して其業を續くる能はず此に於て陶藏閉伊郡の士貫洞瀨左衛門小川總右衛門に勸諭して行業主と爲し自ら技長と爲て開探せんことを藩主に請ひ四年三月相率て大橋に到り鎔鐵場を始め屋舎を築き煉化石を輸して高爐地形を築造し機械を裝置し其の十二月始めて鼓吹して生鐵を得慶應年間に至り高爐參座を以て鎔解採製すること一座一日凡そ千貫目に至ると云ふ同郡橋野岩鐵山は安政五年南部氏其藩士某に命じ大橋鐵山の方法に倣ひ之を開堀製煉せしむる所而して慶應年間に及んで高爐の數大橋に參座

橋野に參座佐比内に壹座栗林に壹座一の渡に壹座總計拾座ありて交々鎔解し明治の初め皆其業を廢す後ち盛岡の商外川又兵衛高須清次郎等官に請ふて其業を再興するも僅に舊套を襲ひ銑鐵を鎔鑄せるのみ七年二月に至りて之を官堀場となし同五月支廠廳を置き釜石支廠廳と稱す十年一月釜石鑛山分局ト改稱シ十五年十二月に至り停業し十六年六月終に分局を廢し本局中に殘務掛を置き十八年六月に至りて完結す同七年より十八年に至る施設事業の沿革を編録す。

明治七年五月二十一日陸中國閉伊郡鐵鑛山(甲子村大橋鐵鑛山、橋野村鐵鑛山、佐比内鑛ヶ峯鐵鑛山)開鑿の業を創始して釜石支廠廳を置き鑛山助大島高任鑛山寮六等出仕、狛林之助を派遣して創置の事を辦理せしむ此より先五年七月本寮備鑛山師長「ゴットフレー」陸羽小越等の諸鑛山を巡檢し閉伊郡鑛山の良坑なるを告げ後六年七月鑛山權頭吉井亨も亦巡檢して釜石の官坑を可として其管廳岩手縣に命じて人民の借區を停止し之を正院に稟議(七年二月五日)して曰く邦家利用の便を興すの諸製作所(電信鐵道、船艦船等)を設

置すべく而して本邦は岩鑛に富めるを以て其採製の術を得ば獨り内國の需用に供するのみならず亦輸出の一品たらん故に陸中國閉伊郡に鎔鑛爐を置き筑前長崎に煉鐵爐及び操出し器械等を設け而して二地間運輸の小汽船一艘を買収使用せんと欲す其費金の概計を八拾參萬圓となす故に本年先づ四拾萬圓を定額金より支出せん云々乃ち之を允裁(七年三月二日)せらる(後ち長崎に設置すべき煉鐵器械は)此に至て支廳を置くなり九月一日鑛山寮六等出仕狛林之助に釜石支廠在勤を命じ工業を擔任せしむ。

同拾三日岩手縣閉伊郡千徳村に在る製鐵場内の建家一棟(舊盛岡藩の設)を岩手縣より買収し之を釜石に移築し釜石支廠

假官廳となす。

拾月六日鑛山師長「ゴットフレイ」及鐵道寮備英人建築師「チャーレンセツパルト」を釜石支廳に遣し大橋鑛山を檢視實測せしむ拾一月貳拾九日曩に(六年七月本局の部に由つ)陸中國閉伊郡橋野佐比内、栗林、大橋、四鑛山を官坑と爲して以て人民の借區を停止するを岩手縣に命ぜしむ更に橋野、佐比内、栗林の三坑開採は局行を寝むるを以て人民の借區(十年を)を許す大橋鑛山は來年二月二拾八日を期して釜石支廳に交付すべきことを命ず。

明治八年一月拾二日土木の業を起し夥多の職工を使役し且外國人をも傭使するを以て岩手縣輔補亡吏五名を假借して警備せしむ(十二年二月に至て之を廢す)五月拾四日鐵道寮備助工師英人「ディーバセル」を本寮土木掛となし當山に派して大橋より釜石灣に至るの鐵路建築の業に従事せしむ。

六月拾日鑛鐵用の薪炭材を伐採及運輸するの地を閉伊郡甲子村字小川其他五ヶ村の地に撰定す。

七月二拾三日此より先大橋鑛山の舊借區人(高須某)鐵山鑛業中負債等あるを以て其苦情を哀訴(本年一月)す此に於て之を東京本寮に召喚し事實を査覈し金二萬圓を下付す。

九月拾四日鑛山寮七等出仕毛利重輔に釜石支廳主任を命ず此に於て六等出仕狛林之助歸京す。

同貳拾四日大橋鑛山の舊鑛鑪(舊稼人の築造せる處)損壞せるを以て之を撤去す。

拾月二拾九日釜石村鈴子山を鑛鑪其他器械所等建設の地と定む。

明治九年三月一日鑛山寮六等出仕狛林之助に再び釜石支廳在

勤を命ず。

七月七日此より先車駕與羽に御巡幸あらせらるゝの途次主任鑛山權頭毛利重輔六等出仕狛林之助と共に盛岡行在所に參謁し該鑛山の概況を奏上す、此に於て酒饌を賜ひ又酒饌料を支廳在勤の總員に賜ふ。

八月八日大政大官三條實美參議寺島宗則同山縣有朋同伊藤博文北海道巡視の途次釜石支廳に來視す(十日に至て函館に向て發程す)。

同拾日曩に(七年)決定せる製銑鐵其他資用の石炭等を廻漕すべき汽船一艘を長崎工作分局に委囑して製造せしむ(拾六年三月に成す)。

明治拾年一月拾一日官制改革廢寮局置の舉あるに因り支廳を釜石分局と改稱す。

同二拾二日毛利重輔を少書記官に任じ分局在勤を命ず。

二月一日狛林之助を權少技長に任じ分局在勤を命ず。

三月分局を警備せしむるため巡查九名を配置す(本課の部に詳かなり)。

拾月拾五日此より先製鐵用の石炭を傍近の地に需めんと欲し近縣各地を探究せるに宮城縣下陸前國吉田桃生の兩郡中炭線の各所に起伏せる鑛脈のあるを發見し吉田郡の本木桃生郡和淵村の兩所に錐鑿機械を据設し其炭層の厚薄を試錐するに兩所共に地中に障害あり好結果を得る能はず且炭質粗惡にして需用に適せざるを檢究せしを以て之を廢す。

同二拾七日霖雨洪水至り堤防を破壞し車道官署職工舎等を破場す(就中車道の損害は大にして九千四百十六圓四錢八厘)。

明治十一年五月二拾二日此より先權少技長狛林之助を青森縣下九戸郡久慈石炭山に派し其品質及炭量を檢査せしむ此に於て薄層劣質にして鑛鑪用に適せざるを復命す。

八月拾五日當分局在勤官吏は其所轄大橋坑場及車道橋梁等建築中時に派出巡檢するを以て旅費日當適宜減少の法を定む  
(一)泊以上奉任は日當三拾錢判任は二拾五錢等外以下二拾錢斯金每一回奉任は六錢判任は五錢等外以下四錢とす)

拾一月二日此より先高爐附屬暖風爐を新設し其工竣るを告げ此日運轉試験す。

明治拾二年二月二拾五日岩手縣警察分署を釜石に設置するを以て會て當分局警備配置の巡查六名を廢す。

拾月拾二日工場内細工場偶々火を失し鑄物場仕上場線車屋炭舍等燼亡す。

拾二月一日此より先少技長狛林之助を岩手縣下閉伊郡小槌村並に青森縣下九戸郡久慈近傍に再派し炭脈の顯出する地を盡く精査せしむるに皆僅少の塊炭露出するのみにして到底開鑿に適すべき炭層のあらざるを復命す茲に於て探坑の事を廢止す。

明治拾三年二月拾七日大橋より鈴子(工業所在の地)を経て釜石港棧橋に至る運鑛鐵道小川製炭場に至る枝線とも成るを告ぐ。

(鐵道本枝線延長十五英里餘本線橋梁二拾ヶ所小川支線橋梁六ヶ所、海岸棧橋は長さ八百二十英尺巾二十三英尺船舶をして常に拾三英尺の水積を得せしむ)  
 茲に於て汽車の運轉を試験し其結果を本局に報告す(載量を五十四噸とす)。

九月拾日高爐及附屬諸器械の裝置竣成するを以て此日製銑の業を創始す(十三日に至り三噸餘の出銑を得爾後毎日二十四時、間に七噸の銑を製し得るを以て大政官に開申す)。

拾一月拾日製鐵事業整頓し既に銑鐵を製出するを以て其現品を諸省院使に回附す(需用に應じ供せんと欲するなり)。

拾二月九日小川製炭場火を失し炭舍其他等拾五棟を燒失す同拾五日製銑の業を停止す(始業せるより九拾七日なり)蓋し用炭缺乏せし

を以てなり(始業より此日に至る出銑三百三拾二萬四千九百七拾四磅にして平均一日三萬四千二百七拾七磅なり)。

明治拾四年二月三日倉庫火を失し一棟燒亡す。

三月二日少技長毛利重輔を大阪其他に派遣す曩に(拾三年)製銑の業を停止せるは用炭の缺乏に原因せるを以て製炭の量を

増し連綿其需用に供給するの準備をなさざるべからず(前年操業中の比較を以て一ヶ年の炭量を概算せば二千八百五十五

萬千三百九十五封度となる)故に廣く燒炭夫を募集し之を移住せしめ永く其の業に服せしめんとすと雖も既に近縣は募集

し盡せるを以て攝、河、泉、紀等の各州に至りて募集せしむるなり。

四月拾二日佐渡鑛山分局主任少技長足立太郎を當鑛山に派遣し操業の容況を訪探せしむ。

五月拾五日當分局所轄の大松倉山高綱入の燒炭竈偶火を失し小松倉及千羽山に延燒し仍ほ中小川上小川甲子村大橋隣山に延災し拾七日に至て鎮火す(延燒反別百六拾七町五反餘雜木貳萬本餘松其他數百本及伐採せる材木夥多燒亡)。

同三拾日本局所轄風帆船千早號を當分局の附屬となし此日之を受領す(拾六年二月五日に至て三池分局に附屬す)。

六月拾八日少技長足立太郎に釜石分局在勤を命ず(舊主任少重輔は八月拾七日に至て歸京す)。

七月權大技長宇都宮三郎當局に來檢す。

八月三拾日釜石海岸より鈴子を経て大橋に至るの運鑛鐵道成るを告ぐるを以て官用の餘暇旅客荷物を運輸せんことを太政官に稟申し此日允裁せらる(十五年一月に至り賃金表等を附して一般業)。

拾一月一日少技長足立太郎を主任と爲す。

同拾九日主任少技長足立太郎に分局會計主務を命ず。

明治拾五年二月二十日高爐用炭は木炭のみを資用するの計畫なりしも「ヨークス」を混用せば出銑の量も増加し且つ木炭は時々缺乏の憂あり故に「ヨークス」竈(四拾八臺)を築造し之を製せん事を本局に稟議す此日之を議決す。

二拾八日曩(拾三年)製銑の業を停止せるも方今採鑛製炭等の準備なるを以て此日一番高爐を創業す(三月一日より)。

同月同日煉鐵場の装置整頓するを以て煉鐵の業に着手す(鍊鐵の業に二部あり一は半製部一は仕立部なり、仕立部は其業に當らしむる備外人未だ來着せざるを以て着手せず)。

三月二十日生野鑛山分局主任工部權技長部倉盛明當鑛山を來檢す。

六月拾四日釜石製銑の販賣價格を定む。

(第一號一噸に付き金四拾圓、同第三號、金三拾八圓、同第四號金三拾七圓第七號、同金三拾六圓、第六號同金三拾五圓東京府内は運搬費を要せず府外は之を要す)

九月拾二日製銑の業を停止す(出銑より百九拾六日)爐内に障礙を生ぜしを以てなり蓋し近頃不炭の缺乏を憂へ一時之に換ふるに骸炭のみを以てす然るに其骸炭鑛石と調和十分の適當を得ざるが爲め出銑非常に減量し加之爐内に在りて鑛滓凝結し大塊をなし遂に鎔銑流出の湯口を閉塞するに至る主管備外人の數年鎔鑛に従事經驗せる所多きも斯の如き變異は未だ曾て見ざる所と苦慮措かず種々方術を施すも其效を奏せず終に此に至れるなり。

拾二月八日此より先鑛山權少技長伊藤彌次郎當鑛山を巡檢し其の鑛石を實測せしに僅に拾三萬餘噸に過ぎず且つ其の一半は運輸至難の地にあり而して需用の炭材も亦僅に四千町歩にして高爐一日の供給一萬貫目とする時は二年餘にして渴盡すべし故に一旦之を廢止すべきを本省に申稟し當分局長少技

長足立太郎も亦併せて其意見を陳ず此に於て本省も亦熟議し遂に之を廢せんことを太政官に陳す此日之を允許せられ廢止するの意を以て現品賣却の順序及損失金計算等を爲すべきを命ぜらる。

明治拾六年二月拾二日御用掛(准奏任)白木久風を釜石に派遣す蓋し廢止の意を以て現品賣却の順序を立るの命あるに依り其調査を爲さしむるなり。

三月五日當分局附屬帆船千早號を三池鑛山分局に交附す。

四月九日此より先釜石分局鐵道敷地(軌條は撤却せり)橋梁を公道と爲し以て岩手縣に交付せんことを本省に申稟す乃ち之を内務省に照會し此日之を該縣に交附す。

同拾八日釜石分局の名稱は本年六月三拾日を以て廢止すべきに因り在分局吏員は該日前に歸京せしめ而して官舎器械の監査に元の屬官或は備員參名小斯一名を置き薪炭は賣却し鐵道線及蒸汽車等は之を一部場に運搬貯藏すべきを命ず。

此月曩(九年十月)長崎工作分局に委嘱せし汽船竣成す。

(木製長さ二百八拾呎、巾三拾六呎、吃水二拾一呎、噸數九百七拾噸貳合、公稱馬力十百七拾五貫、高九百五十二、船號小菅丸)

五月十一日官舎(奏判任等外)を函館分遣砲兵隊士官舎に譲受せんことを陸軍省より本省に來求す(三月十六日)乃ち之を領諾す。

六月九日所屬汽船小菅丸を大藏省に交附す而して該省更に之を農商務省に協議し其月運輸會社に賣與するを以て本省より直に農商務省に交附せられんことを來議す乃ち之を諾し此を交附す(價金拾七萬圓とす)。

同二拾一日此より先釜石運鑛鐵道の鐵線を靜岡縣下靜岡より清水港に至るの鐵路と爲さんと欲するを以て之を賣與せられんことを遠駿及東京の某々等より該縣に請願せるを該縣

令より本省に具申す此日聽可せざるを令す。

三拾日釜石分局を廢し同分局殘務掛を鑛山局内に置く。

七月一日舊釜石鑛山分局主任少技長足立太郎佐渡鑛山へ出張を命ぜらるるを以て少書記官丹羽維考に殘務掛兼務を命ず。

明治拾七年三月拾日此より先(拾六年)大阪府下商藤田傳三郎等貳拾名連墨して舊釜石分局の運鑛路に布設せる鐵軌及汽關車其他附屬品を大阪堺間の鐵道に轉用するの希望なるを以て賣與(價金は年賦)せられんことを該府を経て上請す此價金を無利息拾ヶ年賦納と爲して之を聽許す。

(汽關車二輛、運鑛車其他を合せて七拾一輛、鐵軌八百三拾二噸餘附屬品若干此合計金額四萬八千二百一圓六拾五錢四厘とす、拾八年に至り之を交附せるに破損あるを以て減價せられん事を上願す更に之を精査して金四萬六千三百拾圓六拾四錢六厘とす。)

六月參拾日舊釜石鑛山分局殘務は略々整理整頓せりと雖も倉庫品の賣却未だ完結せず而も殘務費は營業費を以て之を支辨せるを以て殘務掛りを廢し鑛山課中に該殘務整理委員を置き該諸費は同課豫算中より支出するを議決す。

少書記官丹羽維考舊に依て之を担務す。

拾月拾五日舊釜石分局殘務整理委員書記官丹羽維考に小坂鑛山派出を命ずるを以て總務用度課勤務權少書記官阿部浩に殘務整理委員を兼務せしむ。

拾二月拾二日舊釜石分局の屋舎百廿棟は之を賣却(價格は廉)不用品七百種中に就て大器械は之を遺留し爾餘(買受人)之を毀ちて東京に輸送し官用地中不用に屬するものは内務省に返附し遺留大器械は雇員二名を置き之を管守せしむるを議決す。

明治拾八年六月三拾日舊釜石分局の殘務整理せるを以て此日整理委員を廢す。

本鑛山鑛業官行中の出鑛種類の總計及價金は左の如し。

年度	鑛種	銑	鐵	半製銑鐵	代價
自明治拾三年七月至同拾四年六月		二、九、八〇三・三三			五六、三三三・二五三
自同拾四年七月至同拾五年六月		四、二八、九六六・八一			六三、八〇三・四〇
自同拾五年七月至同拾六年六月		四、三〇、四六五・四七			五六、〇三三・〇六
合		計一、二、六、七、四九四・五一			一七五、一六三・四四

備考 (該鑛山は拾六年二月拾二日を以て廢業す。然るに各工場に現存する殘鑛は廢業に於て賣却すと雖ども素より拾五年度の産出に屬する分に付き加算す依て鑛山局第八年報に記載せるものと差異あり。)(終)

### ◎製鐵所作業豫算に就て

瑾堂生

第四十七議會解散の結果としては大正十三年度八幡製鐵所作業豫算は當然前年度豫算を踏襲せらるゝ筈である、當局者は十三年度の鋼材の生産高を十二年度よりも更に五萬噸を増加せしめて四十七萬噸に達せしむる計畫であるらしい、故に十二年度豫算通りにては作業費に不足を告げる様に當局者が言つて居つたと聞き及ぶが最近副島次長は現下の鐵悲境期に善處すべく出來得る丈け生産費の低下を圖り半面に能率増進に力を入れて居ると言明して居るから、十三年度の同所の作業實行豫算の編成に當りては必ずや吾人をして満足せしむること、確信する、大正十三年度同所の作業豫算は大略次の如

きものならん(單位千圓)。

歳入	大正十三年度	六九、五五〇	大正十二年度	六二、九三六
歳出	大正十三年度	七八、六〇三	大正十二年度	七一、二八九

歳入の部

大正十三年度

大正十二年度

生産物賣拂代	六八、五二〇	六一、六五六
雑収入	一、〇三〇	一、二八〇
計	六九、五五〇	六二、九三六

歳出の部

人件費	二〇、八三〇	一九、〇五七
建物器具機械補修費	二、三七〇	一、七九一
材料及原料費	四八、七二〇	四四、四一〇
運送費	四、一四九	三、六一二
其他費	二、五三四	二、四一九
計	七八、六〇三	七一、二八九

此豫算より鋼材一噸の平均原價を算すれば次の如し。

(單位錢)

人件費	大正十三年度	四四、三二	大正十二年度	四五、二六
物件費	大正十三年度	八三、四五	大正十二年度	八四、八五
其他費	大正十三年度	一九、二六	大正十二年度	一八、七五
計	大正十三年度	一四七、〇三	大正十二年度	一四八、八五
内				
副産物及雑收入	一五、七三	一五、八五		
差引純生産費	一三一、三〇	一三三、〇〇		
鋼材平均販賣價格	一三三、〇〇	一三四、〇〇		
一噸當利益金	一、七〇	一、〇〇		

即ち十二年度豫算に比し鋼材の生産費は一噸當り金一圓七十錢節約せられたれども販賣平均價格金一圓低下せる爲め結局

純總利益金は十二年度の四十二萬圓餘に對し十三年度は八十萬圓として計上せられたるものならん、されども鋼材市價を十二年度に比し僅に一圓の下落と推定せられたる事は當を得たる者なるや否や四月一日より鋼材關稅復活するものとして市價の擡頭は猶ほ樂觀を許さず、故に製鐵所としては生産費を百圓以下に低下せしむる覺悟なからざるべからざるに金利償却を度外視して猶百三十圓以上の生産費を豫定せらるゝ同所當局者の不誠意に對しては國民は大に糺弾して可なりと信ずるものである、されど十三年度豫算の編成は内閣の更迭頻繁なりし爲め只前年度豫算を踏襲せるに過ぎず實行豫算に於て大緊縮を實現せしめらるゝものとせば余輩は謹しんで前言を取消すものである、大正十三年度に於ても材料原料成品等のストツクは更に減少することなく翌年度への繰越高を十二年度豫算に於ては五千三百七十萬圓餘に豫定せるに對し十三年度豫算に於ては更に百萬圓を増加して五千四百七十萬圓餘と見込まれたり、斯くして歳入出の不平衡九百萬圓餘は棚卸勘定の加減に由つて却つて八十萬圓の利益となつて顯はされてゐる、尤も棚卸勘定の豫算と決算との間には大なる差額がある事次の如し(單位千圓)。

年度	翌年度へ繰越豫算額	同 上 決算額	當年度へ繰入豫算額	同 上 決算額
一〇	五九、二八八	三九、八四四	五九、二八八	四三、七五五
一一	五八、八五九	四二、三五〇	五一、八三〇	三九、八四四
一二	五三、七一一	—	四四、九四〇	四二、三五〇
一三	五四、七〇〇	—	四四、九〇〇	—

即ち大正十一年十二年度に於ける貯藏物品の實際繰入金額は平均約四千二百萬圓なるに、大正十三年度豫算に於て

十四年度への繰越高を五千五百萬圓近く豫定せられて歳出入の不平衡を強ひて一致せしめらるゝかの如き觀あるに對し不審を懐くものである、一體歳出が歳入よりも一千萬圓近く超過して居る事は近年に於ける製鐵所豫算編成上の慣例とは思ふが武藤山治氏の所謂政府の豫算編成法は國民の容易に諒解する事の出来ない様にするのが上手であるとの極言と一致するのである、三ヶ年間引續き實際四千二百萬圓位しか残つて居ないストック類を一千萬圓以上多く見積らるゝ事即ち豫算を過大に採る事も惡弊であると云ふ武藤氏の所説に同感である、四千二百萬圓前後のストック丈けでも金利に没交渉の製鐵所ならこそ出来る次第にて時局は高利の外債をも忍辱して募集したるが如き次第であるから、製鐵所當局者としても餘り日の丸主義の下に高野で安眠せらるゝ秋ではないかと思ふ、それに九十萬噸の鐵鑛、十數萬噸の銑鐵、二十萬噸餘の鋼材の大ストックある事を寧ろ手柄顔をして居る當局者の眞意が承りたい、大藏大臣は輸入超過正貨流出の爲め大頭痛を感ずるの際一方に於ては如斯矛盾があるとは見逃すことの出來ない事實と思ふ、鐵鑛及銑鐵の巨大量を死藏せらるゝ理由は支那の内亂の爲め同國より該品の輸入杜絶の場合に備へんが爲めとも稱せらるゝ様であるけれど日本の製鐵業の立脚點が斯の如く脆弱のものとも考へられない、若し又軍備上の都合に由つて多量のストックを抱擁するものとせば今は軍縮の約束期間であるから、それも信ぜられない、支那内亂の場合鐵鑛の移入に不安ありとせば平時に於いて内地又は朝鮮の鐵鑛を採掘せずして保存すべき筈なるに截寧鐵山を態々三菱に委任經營せしめらるゝことが事實なりとせば是亦大なる矛盾

と云はねばならぬ、何故に原料獲得上に於て民營製鐵業者を保護する目的なれば支那産の鐵鑛を分配するの事を撰ばざりしか、又銑鐵の死藏既に千數萬噸に達せるに東洋製鐵會社の新銘鑛爐(二百五十噸爐)に近々より點火せらるゝは如何なる目的であるか、貯藏鐵鑛を處理して更に高價の銑鐵となして死藏せらるゝ意味ではあるまい、必ずや輸入防止の目的に於いて銑鐵の拂下量を増加せらるゝと同時に國營製鐵所として製鋼法の大本を鹽基性平爐鑛石法と定め死藏せられたる銑鐵を以つて盛に鋼塊を製出せらるゝ事ならんと想像す、彼の震災地跡方附の屑鐵の蒐集の如きは銑鐵より廉價なる屑鐵の用に由つて僅かに露命を繋ぎつゝある群小民營製鋼業者の所業にして國營製鐵所は製鋼原料の基礎を自己の産出するものに限定するが當然と考へる、然れども八幡製鐵所々産の銑鐵は硅素高きに失し鑛石法を採用するに困難なりとせば何故にベーシック銑の製造を開始せられざるか、原料等の關係上内地に於いてはベーシック銑の製造困難なりとせば、第二期擴張工事に屬するタルボット爐の採用は意味をなさざるに至る可し若し果して然らば東洋製鐵會社を管理して銑鐵を多産する眞意が分らない事となる、大正十三年度製鐵所實行豫算の公示と共に如上の疑點に就て説明を與へられんことを切望する次第である。

(完)

### ◎屑鐵買收成績

製鐵所經理部大池副參事は屑鐵調査の爲東京、横濱、大阪、神戸等を視察した氏は語る。今回の出張は別に大した意味のものでない、只我國に於ける各種スクラップ状況を調査に行つたのであるが、現在我國内に年々スクラップとして各工場會社から吐出された屑鐵はザット鐵

の使用高の一割乃至一割五分と云はれて居るから鐵を百萬噸使用すれば十萬噸乃至十五萬噸のスクラップが出る理であるが、専門問屋筋の話に依ると二十萬噸以上確にあるとの事である、尙其他古の機械や鐵管等の古鐵を合する時は相當夥しい數量に達するけれども。それ等の需要は仲々多く四十萬噸あつても五十萬噸あつても悉く消化し盡されて居る、其スクラップなるものも製鐵所邊りで云ふスクラップと市場で實際取引して居るスクラップとは多少趣きが異つて居るので、製鐵所では單にスクラップとして安値で買ふ事は却て困難である、それは常人側では例へば一山なら一山に積んだスクラップの中に尙之を加工したり或は短く切つたりして使用し利用し得らるゝものは製品として取引される事を見込んで買ふのであるから其邊の駆け引が必要であるのに反し製鐵所では一山なら一山を全部スクラップとして買はんとするので其處に見方が違ひ従つて建値も異なると云ふ理である東京の屑鐵の如きも其通りで三菱で依頼して買収に掛つて居るが却て都合よくは行かない尙序に各地の工場をも一巡り視察して來たが何處も震災後復興材料の計畫等に對しては餘り着手して居らないやうで何れかと云へば舊體を保つて居る位ひのものである、住友の神戸膏合工場では震災後の需要に驅られて二十五番から三十番までの番物製造計畫を樹てロールも六臺据付け四月一日から作業に着手する豫定であつたが、板類の下落の爲に一時着手を見合せる事となつて居る、夫れから三菱の神戸電機製作所では昨年來煽風器の製造に着手し大に川北や芝浦と競争を爲さんとして居るのが一寸珍しい事で、關東では淺野造船の製板部で一日五十噸の厚板製造を爲して居る

位で日本鋼管にしる淺野製鐵所にしる震災被害の復舊が寧ろ新規建設よりも手間取ると云ふ有様で作業の進行も思ふやうには行かないらしい。

當鐵市場の如きも區々の見解があつて一定しないが、製鐵所の値下の如きも大した影響は無論ないらしい、只尤も注目されて居るのは免税問題の成行對外爲替問題で横濱正金銀行でも此爲替相場は全く見當が附かないと云つて居る位に刻々に變化して居るが夫等の問題が安定することはあるまいと云はれて居る。

### ◎米國鐵材賣止決定

米國の大製鐵會社ユ、エス、スチール、コーポレーションにては當分の内鐵力板薄板其他一般鐵材に對し先物五月以後の賣出を中止する旨の入電去日市内某所に達した、ユ、エス會社は米國全製鐵會社の三分の二以上の生産をなしユ、エスの價格は標準相場となつて市場に直接影響を及ぼすものであるが、同社が俄かに賣止を内定した其理由は昨年上半年より下半年に互り鐵材市場著しく不振に傾き値段暴落したが偶々日本の大震災と米國內地の需要増加殊に石油輸出に伴ふ鐵力板の需要激増した爲め注文殘高の如きも本年一月末に於ては三十五萬噸の増加を見るに至つたにも拘はらず、市價は依然として安値を稱へて居るから賣止は釣上の一策であるとも云はれて居る、尙昨年七月以降本年一月末迄の注文殘高は左の異動を來して居る。

(單位一千噸)

△七月五、九一一△八月五、四一五△九月五、〇三六△十月四、六七二△十一月四、三〇九△十二月四、四四五△本年一月四、七九八。